保育利用料の取り扱いと国からの補償・助成情報

新型コロナウイルス(COVID-19)への対応について(第7報)

先週発表された緊急事態宣言の拡大による、こども園登園自粛をはじめとした感染症拡大防止のとり くみにご協力をいただきありがとうございます。先にお伝えをしていた休園期間中の保育料の減免、返 還について再度お伝えいたします。あわせて、厚生労働省から小学校等の休業にともなう補償・助成に 関するおしらせをお届けします。この制度は、場合によりこども園、学童利用家庭も対象となります。

登園自粛にともなう保育利用料等の減免・返還について

- ➤ こども園/学童クラブでは、下記期間にご家庭に登園自粛のご協力をお願いしています。 この間にお休みされたご家庭は、保育利用料・給食費等について、日数に応じた減免、返還の 措置をとります。早退・遅刻については通常保育時間の7割以下の場合に適用します。
- ▶ この減免・返還は、たどし認定こども園かぜっこが独自に実施するものです。なお、深川市では 4月21日現在、減免等の措置を行う予定はないとのことですから、深川市の窓口へはお問い 合わせされないようご注意ください。(減免等の計算・通知は当園で行いおしらせします。)

厚生労働省による休業補償・助成について

- ▶ 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)」及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(労働者を雇用する事業主の方向け)について、政府の広報チラシを参考までお届けいたします。
- ▶ 文中の「小学校休業等」には、こども園/学童クラブの登園自粛中のお休みも該当します。 当園の場合は、4月 18日~5月6日までの期間及び2月27日~3月31日までが、登園自粛 期間となり、この間に子どもを休ませることになった保護者等が対象となります。 制度をご活用ください。

家庭でのこどもの生活状況・健康状態について

登園自粛中の家庭も、利用家庭も、こどものようすについて保育者にお聞かせ下さい。

- ▶ 4月中に予定していた家庭訪問が中止になりました。ご家庭のようすとともに、子育てにまつわる相談、思いをお聞きしたいと思います。園での保育のようすについても、ぜひご意見や要望などをお聞かせ下さい。保育者との連絡には連絡ノートや、お休み中のご家庭には電話等でもご相談に応じています。(土・日も対応します。)どんなことでも聞かせて下さい。
- ▶ あわせて、今後アンケートなどでこども園/学童からお伺いすることがあります。ご協力下さい。

TEL: 0164-27-2750 (8:00~20:00) Eメール tdshoikuen@dream.jp (いつでも)

※最新情報は「かぜっこ」ウェブサイトにも掲載しています。LINE公式アカウントにもご登録下さい。